

令和6年度 花田小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日
豊橋市立花田小学校

1 いじめ防止の基本的な考え方

学校は全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる場でなくてはなりません。そのためには、児童が安心できる居場所づくりと絆づくりをすすめていくことが重要です。

花田小学校は「心の花活動」や「フレンド活動」など、さまざまな特色ある活動を通して、他者との関わりの中に自分の居場所を見つけられる教育活動を展開してまいります。「心の花活動」や「フレンド活動」は互いによさを認め合う活動です。お互いが他者のよさを認め、関わりあうなかで自己の責任を自覚し、それにふさわしい行動をとろうとすることで、子どもたちの心は育ちます。

自己有用感と自己肯定感を獲得することは、子どもたちの笑顔につながり、いじめを未然に防止することになります。いじめを防ぐためには、教職員による組織的・計画的かつ迅速な対応が重要です。国も「いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの児童生徒でも、被害者にも加害者にもなりうる」としています。

花田小学校の全職員で、子どもたちの小さな変化やサインを見逃さないよう共通理解のもと、いじめ防止に取り組んでいきます。また、学校だけでなく保護者や地域の皆様方とも連携し、共通理解のもとでいじめ防止に努めていきたいと考えています。

2 いじめの定義

第2条 この法律においていじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめの防止等のための基本的な方針」

平成29年 3月14日 最終改定

平成25年10月11日 文部科学大臣決定

3 いじめ防止のための組織

(1)組織の構成

	名称	構成	開催時期
1	花田小いじめ調査委員会	市教委・外部機関 校長・教頭・教務・校務・養護教諭 保健主事・生徒指導主任	・いじめの重大事態 発生時に対応する時
2	花田小学校いじめ防止 対策推進委員会	学校医・スクールカウンセラー 主任児童委員・校長・教頭 教務・校務・養護教諭 保健主事・生徒指導主任	・定期年3回 [5, 12, 2月]
3	生徒指導部会	生徒指導部会の教員と、 該当学年などの教員	・随 時 ・月1回職員会議後に 全職員で情報交換
4	校内生活サポート委員会	校長・教頭・教務・校務・養護教諭 生徒指導主任・保健主事・各担任	・定期年4回 [5, 7, 9, 1月]
5	個別のケース会議	校務, 該当児童の担任 学年主任, その他	・兆候をつかんだ時に 随時

(2)校内生活サポート委員会の役割

①外部の専門家・関係機関と連携して対応する

②児童や保護者からの訴えを担任など一部の教員が抱え込まないよう組織として対応する

③進捗状況の確認をする

a 具体的な年間計画を作成し、実行する →【年間指導計画 p4】

b 『せいかつアンケート』の実施（毎月／7月と12月の個別懇談時に保護者にも実施）

（ア）欠席者や不登校児童などにも、もれなく実施する

c 『せいかつアンケート』結果の集約（5年保存）

d 『せいかつアンケート』の分析、実効性のある対策の実施

（ア）被害児童を守り通すという意識で対応する

（イ）アンケートの結果は、学年主任、生活サポート主任、管理職など複数の目で確認する

（ウ）『せいかつアンケート』を受けて、担任と児童との面談を行う

（エ）個人面談では安心して話ができる環境をつくる

e いじめ防止基本方針が適切に機能しているかの点検・見直しを行う

（ア）「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容を明確にする

（イ）アンケートや個人面談の結果を蓄積し、毎年引き継ぐ

④職員に対して

a 年度初めの職員会議でいじめ防止基本方針の周知を図る

b いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める

→【いじめ早期発見のためのチェックポイント p5】

（ア）担任は、児童とのあたたかい人間関係づくりと保護者との信頼関係づくりに努め、相談しやすい環境を整える。連絡帳や電話連絡などを通して児童、保護者との意思疎通に努める

（イ）ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まず、又は対応不要と個人で判断せず、直ちに報告・相談する

c いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを具体的にを行う

（ア）児童の自己有用感と、互いに認め合える絆づくりを意識した学級づくりをすすめる

（イ）道徳教育や人権教育、「心の花」活動などを通し、いのちの教育や心の育成を図る

（ウ）エンカウンターを活用して、命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図る

（エ）情報モラル教育を推進し、児童がスマホやSNSの正しい利用の仕方とマナーを学びネットトラブル、ネットいじめの加害者・被害者にならないようにする

⑤保護者、地域に対して

a いじめ防止基本方針を、入学時、各年度の開始時に、児童・保護者・関係機関に説明し、花田小学校がいじめの相談窓口であることを周知する

b いじめ防止基本方針をホームページに掲載する

c 当月のいじめ認知が「0」の場合、児童と保護者に公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認する

d いじめ防止対策推進委員会を開催し、いじめ防止対策の検証と、改善策の検討およびその改善策を実行する（6・10・2月の年3回）

e 教育相談室を整備し、児童保護者が相談しやすい環境を整える

f 保護者、地域に向けての学校評価結果の発信

g いじめ防止のための取り組み状況の発信

h 外部の相談窓口の紹介や周知を図る

i 学校評価アンケートの結果と考察をホームページで公開する

4 いじめ対応マニュアル p6

(1) いじめの発見や通報を受けたら

- ①いじめ対応の窓口は花田小いじめ調査委員会であり，報告が上がった事案は組織として対応する
- ②全職員が情報を共有し，共通理解のもとで行動する
- ③スクールカウンセラーや臨床心理士等の専門家や警察，児童相談所（ココエール）等の関係機関との連携のもとで取り組む
- ④被害児童には守り通すことを伝え，不安を除去し児童や保護者へ最大限の支援を行う
(ア) PTSDなどはないか（心のケア）
(イ) 不登校の傾向は見られないか
- ⑤加害児童に対しては，教育的配慮のもと毅然とした態度で指導にあたる
- ⑥加害集団へのはたらきかけ，いじめを見過ごさない生み出さない集団作り（学級会・学年集会）
- ⑦SNSやインターネット上でのいじめには，必要に応じて警察とも連携して対応する

(2) いじめ収束後

- ①3か月は経過観察。本人と保護者の確認をもって初めて解決したと見なす

5 いじめの重大事態への対応

(1) 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は

その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして報告，調査等にあたる

(2) いじめの重大事態が生じた場合は

速やかに教育委員会に報告するとともに，国が示した【重大事態対応フロー図 p7】に基づいて対応する

(3) いじめの重大事態に関する調査をする場合

- ①「花田小いじめ調査委員会」を設置する
- ②被害児童保護者に対して，調査結果について，適切に情報提供する
- ③重大事態の場合，アンケート等も含め記録は5年間保存する
(『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』より)

(4) 連携諸機関

市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関と連携を取り，スクールカウンセラー，臨床心理士や教育相談員なども加えて対応にあたる

(5) いじめ解消の判断

- ①いじめにかかる行為が止んでいる（SNSなどメディアも含む）
- ②止んでいる状態が3か月以上継続している
- ③被害児童が心身の苦痛を感じていない
・被害児童に面談し，その保護者にも確認する

6 改訂

令和6年4月1日改訂

令和5年4月3日改訂

令和4年4月1日改訂

令和3年4月1日改訂

令和2年4月1日改訂

平成31年4月3日改訂

いじめ防止年間指導計画

豊橋市立花田小学校

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内サ 研委員 等	本年度の 組織発足 入学式、始業式で保 護者に周知 相談窓口等を 保護者へ周知 小中情報 交換会 幼保小情報交換会 校内研修①	校内生サ委①	いじめ防対 推委① 学校サ委① 校内教支委①	校内生サ委② 校内研修②		校内生サ委③	いじめ防対 推委② 校内就学支委	校内教支委② 校内研修③		校内生サ委④	いじめ防対 推委③ 学校サ委② 学校評価	小中情報 交換会
	日常的な児童生徒の観察、教職員間での情報交換、スクールカウンセラー、臨床心理士、外部教育機関との連携											
	学校いじめ防止基本方針が機能しているかをPDCAサイクルによって検証											
未 然防 止活 動	学級開き 学校公開 1年生を 迎える会		豊橋学校 いのちの日 学校公開 花田っ子集会	学校保健委 個別懇談会 花田キッズ 歌声集会 スマホタイ安全 教室(5年)		不審者対応 避難訓練 歌声集会 花田っ子集会	スポーツフェスティバル		花田っ子集会	人権週間 個別懇談会	学校公開 花田キッズ 花田っ子集会	6年生を 送る会
	日々の授業の充実 学級活動 フレンド(縦割)班活動、こころの花活動											
早期 発見	個別の支援計画前 任者と引き継ぎ 家庭訪問 生活アンケート	個別の支援計画 保護者とする QU検査① 生活アンケート		面談① 保護者アンケート 生活アンケート			QU検査②		生活アンケート	個別の支援計画 保護者と見直し 面談② 保護者アンケート 生活アンケート	生活アンケート	面談③ 生活アンケート
	学級づくり、ソーシャルスキルトレーニング、様々な体験活動・出前授業、道徳(人権)教育、学校便り『花田っ子』											

いじめ早期発見のためのチェックポイント

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- いつも誰かの机が曲がっている
- グループ活動の時など、机と机の間に隙間がある
- ロッカーの中が乱れていたり、掲示物が破れていたりする
- 特定の子どもに気がつかっている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 特定のグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- ささいなことで冷やかすグループがある
- グループ分けをすると特定の子どもが残る

いじめられている子

● 日常の行動・表情の様子

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> あいさつに対してはっきり反応しない | <input type="checkbox"/> あいさつをされない |
| <input type="checkbox"/> 登校時間が遅くなっている | <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増えている |
| <input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増えている | <input type="checkbox"/> 表情が暗く、うつむきがちになる |
| <input type="checkbox"/> 体調不良を訴えたり、保健室へ行きたがったりする | |
| <input type="checkbox"/> 服がひどく汚れていたりボタンが取れたりしている | |
| <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、掲示物がいたずらされていたりしている | |

● 授業中・休み時間

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入ってくる | <input type="checkbox"/> 学習意欲が低下し、忘れ物が多い |
| <input type="checkbox"/> プリントが配布されない | <input type="checkbox"/> 班編成をしたとき、孤立する |
| <input type="checkbox"/> 学習用具がなくなる | <input type="checkbox"/> 発言すると、周囲がざわつく |
| <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる | <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い |
| <input type="checkbox"/> 周囲の子どもから特定のあだ名で執拗に呼ばれる | |
| <input type="checkbox"/> 意味もなく廊下を歩いていたり、用もないのに職員室などに顔を出したりする | |

● 給食・清掃の時間

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> その子が配膳すると、嫌がる素振りをする | <input type="checkbox"/> 会食するとき、机と机の間に隙間がある |
| <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらをされる | <input type="checkbox"/> 会食中に周囲の会話に入ろうとしない |
| <input type="checkbox"/> 盛り付けが極端に多かったり少なかったりする | <input type="checkbox"/> 一人で掃除や後片付けをしている |
| <input type="checkbox"/> その子の机やイスを運ぼうとしない | <input type="checkbox"/> みんなが嫌がる仕事をいつもしている |

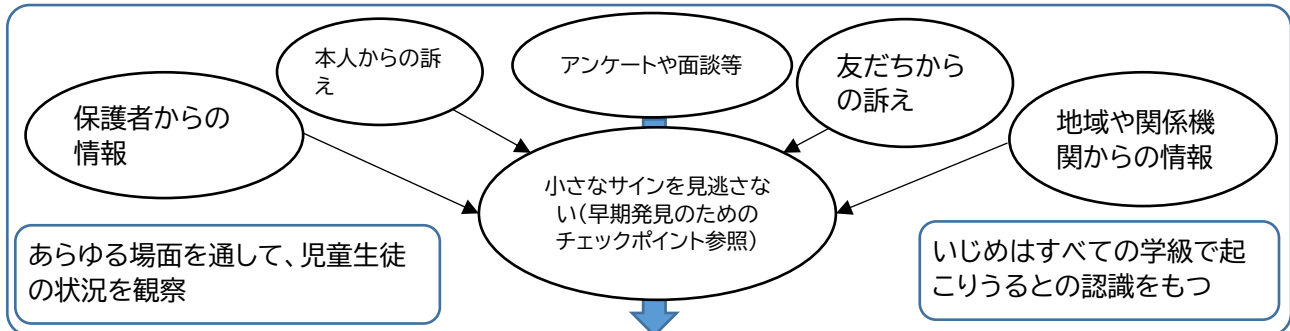
いじめている子

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスをかかえている | <input type="checkbox"/> 悪者扱いされていると思っている |
| <input type="checkbox"/> あからさまに教職員の機嫌をとる | <input type="checkbox"/> 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ |
| <input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える | <input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない |
| <input type="checkbox"/> グループで行動し他の子どもに指示を出す | <input type="checkbox"/> 他の子どもに威嚇する表情をする |

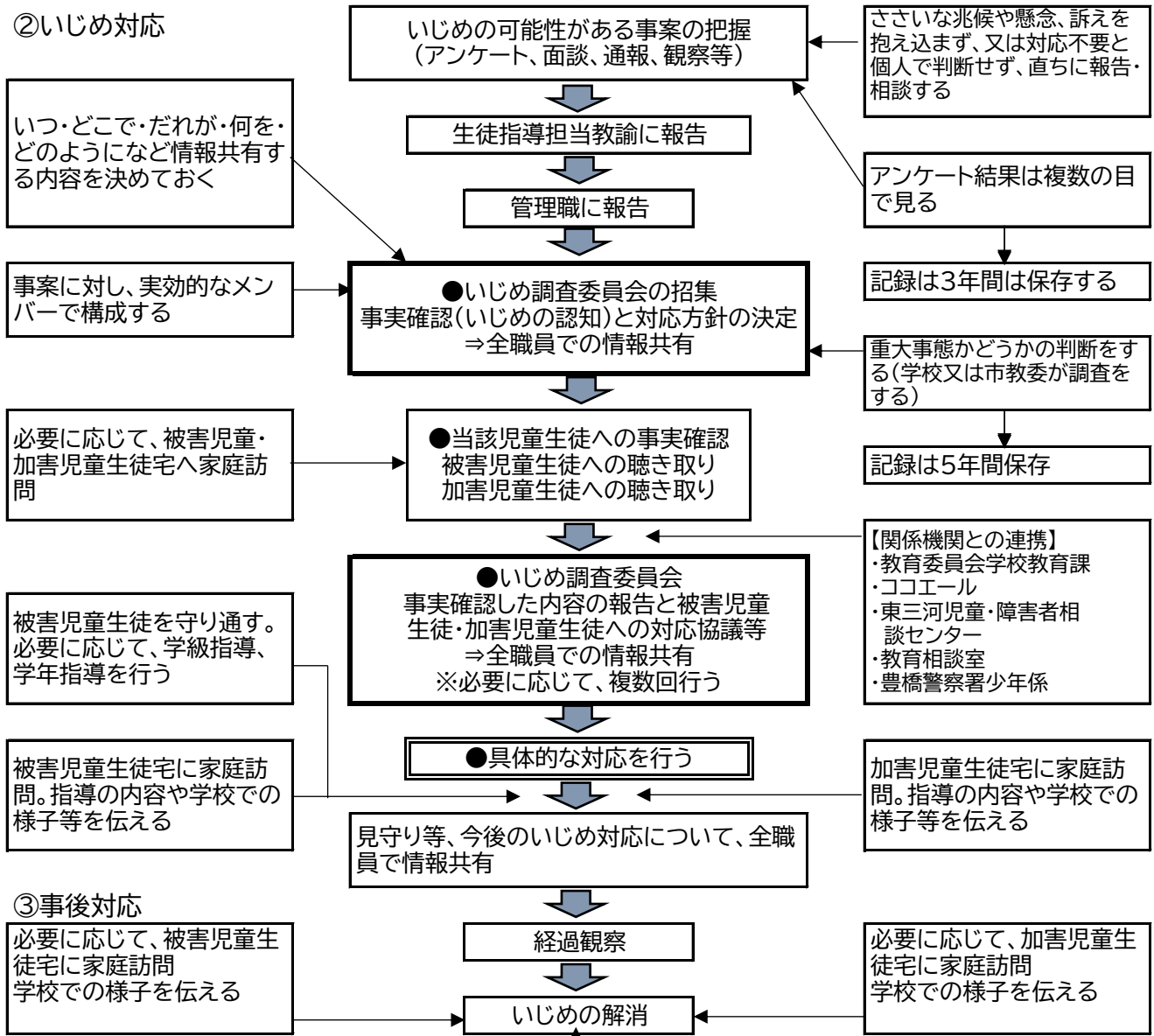
いじめ対応マニュアル

豊橋市立花田小学校

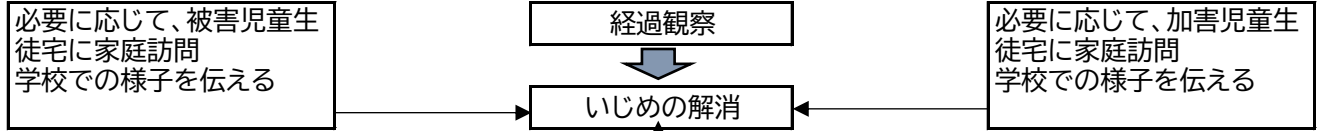
①いじめの発見



②いじめ対応



③事後対応



【いじめ解消の判断】 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- いじめに係る行為が止んでいること(インターネットを含む)。止んでいる状態が3か月継続している
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認する。

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

設置者用

重大事態対応フロー図

学校からいじめの報告

- 必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は報告事案について設置者自ら必要な調査を行う

学校から重大事態発生^{の報告}→地方公共団体の長等への報告

【重大事態】

- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合 → **設置者において調査を実施**

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 公立学校について、設置者が調査主体となる場合、第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることが望ましい(この機関は平時からの設置が望ましい)。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する機会があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を地方公共団体の長等に報告

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等

学校が調査主体の場合

● 学校への必要な指導及び支援、地方公共団体の長等に報告

- ※ 調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。また、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果の情報の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。
- ※ 学校からの調査結果の報告を受け、地方公共団体の長等に報告する。

地方公共団体の長等が再調査を行う場合

● 調査主体の指示のもと、資料の提出など、調査に協力